

農業経営のリタイヤを考えている方
 農業規模の縮小を考えている方
 農地の受け手を探している方 など

R6.7.1 更新

農地を貸したい方へ

瀬戸市農地バンクを活用してみませんか？

この制度は、耕作が困難になった農地を登録することで、「農地を借りたい！」方に紹介する制度です。



登録できる農地

以下の要件をすべて満たしていること

- ・ 自己所有の農地
- ・ 賃借権などが設定されていない農地
- ・ 農地として活用できる土地
- ・ 市街化調整区域内の農地

土地の管理もしてもらえて、一石二鳥だわ！



※農地が荒廃化し、再生利用が不可能と判断される場合等、登録できない場合もあります。

農地所有者、借受希望者双方で話し合いを行い、貸し借りの交渉が成立した場合、愛知県農地中間管理機構を通した農地の利用権設定（貸し借りの契約）を行ってから、耕作を始めていただくことになります。

※中間管理機構についての詳細は裏面をご覧ください。

- ・ 耕作者が決まるまでは、土地の保全管理（草刈り等）は所有者が行う必要があります。
- ・ 農地を借りたい場合は、瀬戸市役所産業政策課農林係にて、農地バンクに登録された情報を閲覧することができます。ただし、実際に借りるには、一定の農業経験が必要です。

お問い合わせ

瀬戸市農業委員会 事務局（瀬戸市役所 産業政策課 農林係）
 0561-88-2654（直通）

※参考

農地を守る・農地を活かす

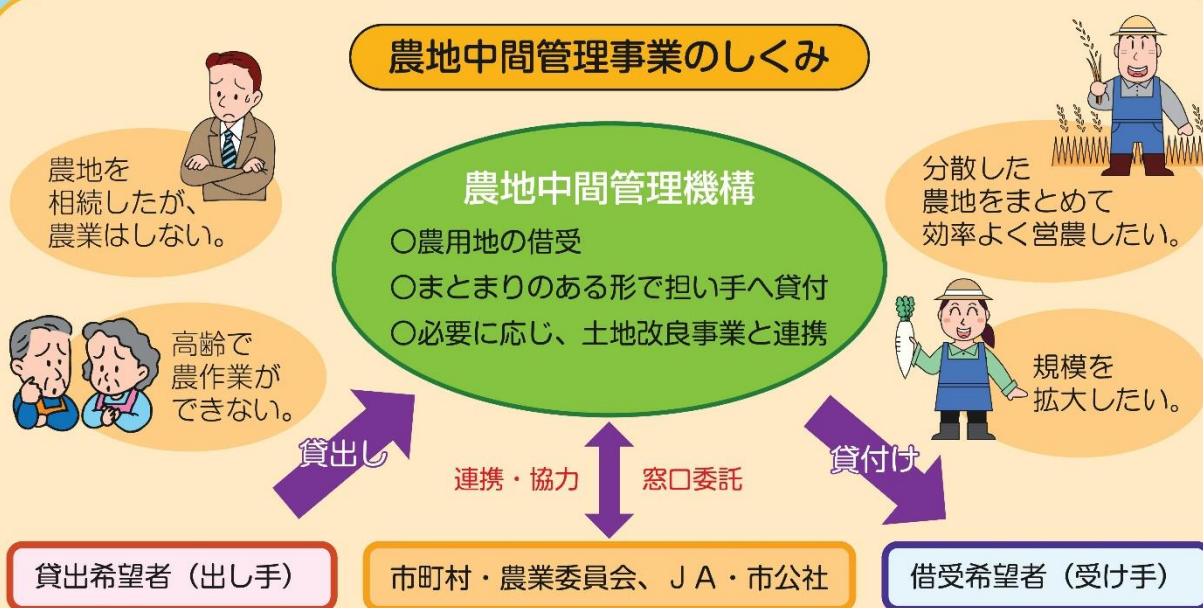
農地中間管理事業

農地中間管理事業は、
農業の生産性の向上に資することを目的とし、
農地中間管理機構が農地を借り受け、
まとまりのある形で担い手に貸し付ける事業です。

農地を貸したい、農地を借りたい
そんなときは、お近くの市町村・
JA・市公社などの地域の窓口にご相談ください。

市街化区域外の農用地等が対象

農地中間管理事業のしくみ



市町村・JA・市公社の相談窓口は、機構のホームページに掲載しています。

愛知県農地中間管理機構

公益財団法人 愛知県農業振興基金

〒460-0003

名古屋市中区錦三丁目3番8号 JAあいビル西館

TEL 052-951-3288

E-mail nochi@aichinoshinki.or.jp